

# 富士市グリーン購入方針における「印刷」の判断基準

## 1 共通事項

- (1) 印刷用紙は以下のいずれかの基準を満たす用紙が使用されていること。ただし、ア→ウの順に使用を検討すること。
  - ア 国のグリーン購入基準を満たす印刷用紙
  - イ 森林認証紙等の環境に配慮された印刷用紙
  - ウ クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の第二種として認定を受けている事業者（木材等の種類：紙）が販売している印刷用紙
- (2) リサイクル適正 A ランクのインキ等の資材の使用<sup>※1</sup>
- (3) 印刷物へのリサイクル適正<sup>※2</sup>を表示すること。
- (4) 印刷の各工程において、表 1 に示された環境配慮のための措置が講じられていること。

## 2 個別事項

- (1) オフセット印刷
  - ア 植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。
  - イ インキの化学安全性が確認されていること。
- (2) デジタル印刷
  - ア 電子写真方式（乾式トナーに限る）にあつては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジの判断基準」参照）を満たすトナーが使用されていること。
  - イ 電子写真方式（湿式トナーに限る）又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。

※1：「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。また、印刷物の用途・目的からその他のランクの用紙を使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。

※2：「リサイクル適正の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等のリサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。

- ・ A ランクのみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」
- ・ A または B ランクのみ使用する場合は「板紙にリサイクルできます」
- ・ C または D ランクを使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」

なお、製本加工したカレンダーであつて、綴じ部と本紙が分離可能なものについては、本紙の用紙ごとにリサイクル適正を表示すること。

表1 オフセット及びデジタル印刷工程における環境配慮

判断の基準	基準の詳細・解説
デジタル化（DTP化）又は銀の回収のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製版工程のDTP化率50%以上</li> <li>・製版フィルムを使用する場合、廃液及び銀の回収を実施</li> </ul>
印刷板（アルミ）のリサイクル	刷版工程：リユース又はリサイクル
VOC発生抑制	印刷工程： <ul style="list-style-type: none"> <li>・水なし印刷の導入</li> <li>・湿し水循環システムの導入</li> <li>・VOC対策型湿し水の導入</li> <li>・自動布洗浄導入、循環システムの導入（自動液洗浄の場合）</li> <li>・VOC対策型洗浄材の導入</li> <li>・容器等の密閉、VOC処理装置の設置</li> </ul> 表面加工：アルコール類を濃度30%未満で使用
製紙原料（等）へのリサイクル	印刷工程（オフセット・デジタル）：80%以上 表面加工：80%以上 製本加工：70%以上
省エネ活動の実施	印刷機の省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど（デジタル印刷に適用）
騒音・振動抑制	製本工程：窓、ドアの開放禁止

### 3 トナーカートリッジの判断基準（純正品・メーカー専用商品は除く）

- (1) 使用済カートリッジの回収システムがあること。
- (2) 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が下記の基準を満たすこと。
  - ア トナーカートリッジ：50%以上
  - イ インクカートリッジ：25%以上
- (3) 回収部品の再資源化率が95%以上であること。
- (4) 回収部品のうち、再利用できない部分は減量化等した上で適正処理され、単純埋立てされないこと。
- (5) トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。
- (6) 特定調達物品の使用が可能であること。
- (7) 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を含まないこと（トナーのみ）。

お問い合わせ先

富士市役所 環境部 環境総務課 環境政策担当

電話：0545-55-2901

E-mail：ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp